

石川県公報

令和3年7月30日（金曜日）

号 外

（第 51 号）

目 次

公 告	
○石川県農業振興地域整備基本方針変更公告 (農業政策課) 1	

公 告

石川県農業振興地域整備基本方針変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により、石川県農業振興地域整備基本方針（平成28年11月22日公表。以下「石川県基本方針」という。）を令和3年7月26日に変更したので、変更後の石川県基本方針を次のとおり公表する。

なお、指定予定地域の範囲を示した図面は、石川県農林水産部農業政策課で縦覧に供する。

令和3年7月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県農業振興地域整備基本方針

この基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、県の農用地等の確保等に関する基本的な考え方を示し、市町の定める農業振興地域整備計画に的確に反映されるよう策定するものである。

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 基本的な考え方

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生産活動が行われることにより生ずる県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的機能を適切かつ十分に発揮させるとともに、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地を農用地区域として設定し、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

県及び市町は、この基本方針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、法に基づく農業振興地域制度を自治事務として主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るものとする。

また、確保すべき農用地等の面積の目標については、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に定める都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項を基に、本県において独自に考慮する地域の事情を加え、基本指針に定める確保すべき農用地等の面積の目標値との整合が図られるように定める。

2 農用地等の確保のための施策の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

(1) 農地の保全及び有効利用

農地の保全・管理、効率的かつ安定的な経営を行う担い手に対する農地中間管理機構による農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、荒廃農地の発生の防止、さらには、地域の実情に応じ必要な荒廃

農地の解消を進め、農地の保全及び有効利用を促進する。

特に、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が行われるよう農業の生産条件の不利を補正するため、中山間地域等直接支払制度を活用し、農地及び農村を保全することにより荒廃農地の発生を防止を図る。

また、農地・水路等の地域資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮のための社会共通資本であり、過疎化及び高齢化に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となることが懸念されている。このため、農業者だけでなく地域住民等も含めた幅広い人々の参加による地域ぐるみの共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進することにより多面的機能の維持・発揮を図る。

(2) 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等の生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

なお、農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う地域である。

したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

農業生産に利用することを基本としつつ、やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農業上の利用に支障が生じないことを基本とし、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定により実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

なお、県又は市町が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合においても、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定する県及び市町の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(5) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(6) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(7) 推進体制の確立等

市町は、農業振興地域整備計画の変更等に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部課間の連絡調整体制を整備するとともに、関係農業団体、商工会議所、商工会その他の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

(8) その他県の農業の特性を踏まえた施策の推進

市町の農業振興施策の推進に当たっては、この基本方針のほか、県が定めた「いしかわの食と農業・農村ビジョン」(平成28年5月策定)の方向に沿うものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 県土の特性と課題

本県は、3大都市圏とのアクセスも良く、環日本海地域の中心といった優位な地理的特性のもと、北陸新幹線をはじめとした陸・海・空の交流基盤、質の高い文化や豊かな自然、ものづくり産業や高等教育機関の集積、特色ある農林水産物などの独自の魅力を有している。

このような特性や魅力を十分に活用して、「石川県長期構想」の基本目標である「個性、交流、安心のふるさとづくり」の実現に向けた県土利用の推進が必要である。

(2) 県土利用をめぐる基本的認識の変化

我が国は本格的な人口減少時代を迎えており、人口減少の克服と地方創生が国・地方を通じた課題となっている。

このほか、社会・経済活動のボーダレス化、国際化の進展、情報通信技術の急速な進化、大規模災害の多発、インフラ老朽化の顕在化等といった状況変化が生じている。これらに対応するため、県外・国外を視野に入れた更なる発信・展開、人口減少対策、安全・安心への更なる対応が求められている。

(3) 農地利用の基本的方向

本県農業が他産業と調和のとれた形で発展していくためには、秩序ある土地利用計画の下に、他用途への土地需要にも応えながら、今後、「いしかわの食と農業・農村ビジョン」に従い、農業の収益性の向上に必要な効率的な農用地の利用を進める必要がある。

このためには、既存の農用地については、集団的かつ効率的に利用できる地域を選んで、これをより高度に利用するため、農用地区域としてこれを確保するとともに、農業生産基盤整備事業等各種事業の計画的かつ集中的な実施によって、その有効利用を促進していく必要がある。

なお、畑地等において荒廃化が長期間継続することにより、周辺の優良農地への悪影響が懸念される場合等においては、市民農園や都市と農村の交流施設の設置等農業振興に資する多様な活用方策について検討を行うものとする。

4 令和12年における農用地区域内農地面積の目標等

本県における農地面積は令和元年で41,000ヘクタールである。このうち農用地区域内農地面積については38,445ヘクタールであるが、過去のすう勢を勘案しつつ、今後農用地等を確保するため集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進及び除外抑制等の各種取組を推進する等により、令和12年において38,337ヘクタールを確保することを目標とする。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

1 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模

基本指針に定める農業振興地域の指定の基準に関する事項を基に、今後相当期間(おおむね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として、次の表に示す指定予定地域の中から、農業振興地域として指定するものとする。

(単位：ヘクタール)

指定予定地域名	指 定 予 定 地 域 の 範 囲	指定予定地域の規模
金沢地域 (金沢市)	金沢市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)による市街化区域及び臨港地区、港湾法(昭和25年法律第218号)による港湾隣接地域並びに農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 22,702 農用地面積 (3,736)
七尾地域 (七尾市)	七尾市の区域のうち、都市計画法による用途地域及び臨港地区、港湾法による臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法(昭和32年法律第161号)による国定公園の特別保護地区並びに農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 19,197 農用地面積 (4,253)

小松地域 (小松市)	小松市の区域のうち、都市計画法による市街化区域及び用途地域、防衛施設用地、空港用地並びに農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 9,094 農用地面積 (4,083)
輪島地域 (輪島市)	輪島市の区域のうち、都市計画法による用途地域及び臨港地区、港湾法による港湾隣接地域、空港用地、自然公園法による国定公園の特別保護地区並びに農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 30,315 農用地面積 (3,137)
珠洲地域 (珠洲市)	珠洲市の区域のうち、都市計画法による臨港地区、港湾法による港湾隣接地域、自然公園法による国定公園の特別保護地区及び農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 19,492 農用地面積 (2,097)
加賀地域 (加賀市)	加賀市の区域のうち、都市計画法による用途地域及び臨港地区、港湾法による港湾隣接地域、自然公園法による国定公園の特別保護地区並びに農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 10,942 農用地面積 (3,396)
羽咋地域 (羽咋市)	羽咋市の区域のうち、都市計画法による用途地域及び臨港地区、港湾法による港湾隣接地域並びに農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 6,198 農用地面積 (2,593)
かほく地域 (かほく市)	かほく市の区域のうち、都市計画法による用途地域及び農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,536 農用地面積 (1,426)
白山地域 (白山市)	白山市の区域のうち、都市計画法による市街化区域、自然公園法による国立公園の特別保護地区及び農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 10,078 農用地面積 (4,621)
能美地域 (能美市)	能美市の区域のうち、都市計画法による用途地域及び農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,459 農用地面積 (1,713)
野々市地域 (野々市市)	野々市市の区域のうち、都市計画法による市街化区域を除いた区域	総面積 310 農用地面積 (152)
川北地域 (川北町)	川北町全域	総面積 1,464 農用地面積 (814)
津幡地域 (津幡町)	津幡町の区域のうち、都市計画法による用途地域及び農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,610 農用地面積 (1,934)
内灘地域 (内灘町)	内灘町の区域のうち、都市計画法による市街化区域及び農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,460 農用地面積 (642)
志賀地域 (志賀町)	志賀町の区域のうち、港湾法による臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法による国定公園の特別保護地区並びに農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 23,103 農用地面積 (3,221)
宝達志水地域 (宝達志水町)	宝達志水町の区域のうち、農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 9,307 農用地面積 (2,051)
中能登地域 (中能登町)	中能登町の区域のうち、農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 6,482 農用地面積 (1,785)
穴水地域 (穴水町)	穴水町の区域のうち、都市計画法による用途地域及び臨港地区、港湾法による港湾隣接地域、空港用地並びに農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 16,126 農用地面積 (1,633)
能登地域 (能登町)	能登町の区域のうち、都市計画法による臨港地区、港湾法による港湾隣接地域、空港用地、自然公園法による国定公園の特別保護地区及び農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 26,831 農用地面積 (3,636)
計		総面積 224,706 農用地面積 (46,923)

注) 農業振興地域における農用地面積46,923ヘクタールは、農地台帳(地目による整理)に基づくものであり、現

に耕作可能な農地のみを把握した耕地面積統計では令和元年で41,000ヘクタールとなっている。

2 農用地区域の用途区分及び設定基準に関する事項

(1) 用途区分

農用地区域は、農用地等として利用すべき土地の区域であり、農用地等とは法第3条各号に掲げる土地をいうが、具体的な用途区分は次のとおりである。

① 農用地（法第3条第1号）

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する「農地」及び「採草放牧地」に該当する土地をいう。

② 混牧林地（法第3条第2号）

主として木竹の生育に利用されるものであって、従として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧に利用する土地をいう。

③ 土地改良施設用地（法第3条第3号）

農用地又は混牧林地における土壌浸食、地すべり等の災害を防止するために必要なため池、排水路、階段工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要なかんがい排水施設、農道、牧道等の施設の用に供される土地をいう。

④ 農業用施設用地（法第3条第4号）

畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農地法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設、堆肥舎、サイロ、農畜産物の集出荷、加工、貯蔵又は販売のための施設、農畜産物を材料として調理されたものの提供のための施設、農機具等収納施設等、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「規則」という。）第1条各号に掲げる施設の用に供される土地をいう。

⑤ 特別な用途の指定（規則第4条の2第2項）

農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要があると認められるときは、特別の土地の区分を設け、更に細分して農業上の用途（例えば、高生産性農業区域、ふれあい農園区域、棚田、温室団地、養豚団地等）を指定できるものとする。

(2) 農用地区域に含まれるべき土地について

農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたり農用地等としての利用を確保すべき土地について定めるものであり、同区域に含めるべき土地については法第10条第3項各号に定めるとおりであるが、その運用に当たっては、次の事項に留意することが適当である。

① 集団的に存在する農用地（法第10条第3項第1号）

集団的に存在する農用地については、農用地が連たんすることによる農作業の効率性等の面から優良な農用地として農用地区域とするものであり、その集団性の規模である10ヘクタール以上であるかどうかの判断に当たっては、このような優良な農用地を今後とも良好な状態で確保することを旨として行うことが必要である。このため、道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等があっても通作等に支障が生じないものである場合には、一団の土地とすること。

例えば、国・県道などの道路をもって集団農地の境界とする場合には、幅員、構造等からみて、これらの道路を横断して容易に一連の農作業が行えると認められる場合には、その道路は、団地性を分断する境界とはなり得ないものであること。

農用地の集団性の境界の確認は、次によること。

ア 現地調査等による状況把握

農用地の通作や農作業の状況を現地調査、図面、写真等により確認すること。

イ 地域農業者等の意見の反映

地域の農業者や農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の農業関係団体の意見を聴いて、客観的な視点から農作業等への支障を確認すること。

なお、集団的に存在する農用地については、例えば、基礎調査の際に、現地調査の結果、図面及び写真を基にして、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区並びに地域の農業を担う者等の意向や必要に応じて県の意見を聴いた上で、農用地利用計画及びその附図にあらかじめその範囲を示しておくことが望まし

いと考えられる。

② 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地（法第10条第3項第2号）

土地改良事業等の事業が行われた土地は農業生産性が高い土地であることから、農用地区域とするものであるが、一定の整備水準が確保されており、かつ、施行に係る区域を特定することが必要であることから、国の直轄又は補助に係る事業で土地改良法（昭和24年法律第195号）施行後に実施された次に該当する事業を対象としたものであること。

ア 農業用排水施設の新設又は変更（当該事業の施行により農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない土地、いわゆる不可避受益地にあつては、当該事業を除く。）

イ 区画整理

ウ 農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

エ 埋立て又は干拓

オ 客土、暗きょ排水その他土地の改良又は保全のための必要な事業

なお、農用地の災害を防止することを目的とする防災事業や非農用地区域の創設を主な目的とする集落土地基盤整備事業、緊急に必要な補強工事を行うことにより農業用排水施設の機能の維持及び安全性の確保を図る補修事業は土地改良事業等には含まれないものとするが、農業用排水施設の変更であつて、従前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業は、土地改良事業等に含まれるものとする。

③ 集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地（法第10条第3項第3号）

土地改良施設の用に供される土地で、このうち集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に接しているものが一般的に該当するものであること。

④ 農業用施設用地（法第10条第3項第4号）

集団的な農業用施設用地としての規模である2ヘクタール以上の用地については、河川、道路等線的な施設により土地が分断されている場合であっても、その相互間の往来に支障がなく、土地利用上一体的なものとして考え得る場合には、一つの団地として扱うことができるものとする。

また、農用地区域内の土地は当該地域の農業者による農業生産の必要上計画的に利用するために確保するものであり、個人利用施設である共同利用施設であるを問わないが、主としてその農業者又は農業者の構成する団体が管理利用する施設でないものなど、地域農業者の農業生産との関連が希薄な施設の用地については、なじまないものとする。

なお、農業用施設のうち製造又は加工の用に供する施設とは、主として、当該施設を設置・管理する農業者自らの生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物（以下「農業者自らの生産する農畜産物等」という。）の製造（加工）施設であること、販売の用に供する施設とは、主として、農業者自らの生産する農畜産物等の販売施設及び主として農業者自らの生産する農畜産物等を原材料として製造（加工）したものを販売する施設であること、農畜産物等若しくは農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設とは、主として、農業者自らの生産する農畜産物等及び農業者自らの生産する農畜産物等加工品を提供する施設又はこれらを材料として調理されたものを提供する施設であることに留意するものとする。

農業用施設用地については、地域の農業振興上相当長期にわたって確保することが必要な農業用施設の必要性を見通し、これらの農業用施設の用に供される土地を農用地区域内の農用地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがない土地に計画的に用途を区分し定めた上で、農業用施設の配置を行うことが適当であり、利用者が広域にわたる農業用施設を配置しようとする場合には、集団的な農用地の縁辺部に配置するようにすることが適当と考えられる。

農業用施設用地は、その利用が相当長期にわたって確保されるべき土地であり、当該土地については、農業用施設用地としての利用が確保され、他目的への転用が規制され、税制上の優遇措置等が措置されている。

このため、農業用施設用地について、その目的どおりの利用がなされていない場合には、農用地利用計画において指定した用途に供されていないものとして、法第14条第1項の規定による土地利用についての勧告を行うことが可能であることから、このような農用地利用計画を達成するための措置を積極的に活用して、農用地区域内の土地の農業上の利用の確保を図ること。

- ⑤ 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地（法第10条第3項第5号）

農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地として農用地区域を定めるに当たっては、その土地の位置、地形その他の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮するとともに、地域の農業者の意見を十分聴いて、将来のあるべき土地利用の方向を見定めつつ、優良な農用地等の確保に努めることが重要であるが、その具体例は次のとおりである。

- ア 産地形成の観点から確保することが必要なもの
- イ 優良農地の保全や一体的整備等の観点から確保することが必要なもの
- ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成の観点から確保することが必要なもの
- エ 環境保全の観点等から確保することが必要なもの

- (3) 農用地区域に含まれない土地について

農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても、下記の土地については農用地区域に含まれないものとする。

- ① 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地（法第10条第4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「令」という。）第8条第1項第1号）
- ② 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の用に供される土地（令第8条第1項第2号）
- ③ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等の法律に基づく施設の用に供される土地であって、当該土地を農用地等以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの（令第8条第2項）
- ④ 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地（令第8条第1項第4号、規則第4条の5第1項第1号から第26号まで）公益性の特に高い事業に係る施設の用に供される土地のうち、道路、鉄道等の線的施設及び航路標識、灯台、信号のような特定地点に在する点的施設など、当該地へ立地することがやむを得ず、農業的土地利用に支障を及ぼすおそれが少ない施設の用に供される土地であること。
- ⑤ 市町が条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画において定める施設の用に供される土地（令第8条第1項第4号、規則第4条の5第1項第26号の2）

規則第4条の5第1項第26号の2にいう「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」（以下「振興条例計画」という。）は、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整が図られることとなるものであるとともに、市町が条例に基づく手続により地域住民の合意を得て、地域における農用地等の保全及び効率的な利用を確保しつつ、地域の農業振興を図る観点から定められるもので、策定の際、規則の定めに基づくほか、次のことに留意することが適当である。

ア 振興条例計画は、地域の農業の振興に資するものであり、基本構想その他の市町の地域振興に関する計画との調和が図られたものであること。

イ 振興条例計画に定める施設の用に供する土地が農用地区域に含まれない土地となるためには、市町長は別途、当該施設の用に供する土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更の協議を知事と行うこととされていることから、振興条例計画の策定に当たっては、事前に知事と調整を図ることが望ましいこと。

また、この知事との調整に当たっては、聴取する農業委員会の意見の概要及び当該意見の振興条例計画の案への反映状況を明らかにするほか、あらかじめ、土地改良事業等の事業実施主体の同意を得るとともに、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町の関係団体、自治会及び集落代表者等の意見を聴いておくことが望ましいこと。

ウ 土地改良事業等完了後8年未経過の土地において振興条例計画に定める施設に供する場合、その必要性について十分検討すること。

- ⑥ 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画において定める施設の用に供される土地（令第8条第1項第4号、規則第4条の5第1項第27号）

規則第4条の5第1項第27号にいう「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」(以下「振興計画」という。)は、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整が図られることとなるものであるとともに、特定の農業者の利益ではなく地域の農業振興を図る観点から定められるもので、策定の際、規則の定めに基づくほか、次のことに留意することが適当である。

ア 振興計画は、地域の農業の振興に資するものであり、基本構想その他の市町の地域振興に関する計画との調和が図られたものであること。

イ 振興計画に定める施設の用に供する土地が農用地区域に含まれない土地となるためには、市町長は別途、当該施設の用に供する土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更の協議を知事と行うこととされていることから、振興計画の策定に当たっては、事前に知事と調整を図ることが望ましいこと。

また、この知事との調整に当たっては、聴取する農業委員会の意見の概要及び当該意見の振興計画の案への反映状況を明らかにするほか、あらかじめ、土地改良事業等の事業実施主体の同意を得ておくとともに、農業協同組合及び土地改良区の意見を聴いておくことが望ましいこと。

ウ 土地改良事業等完了後8年未経過の土地において振興計画に定める施設に供する場合、その必要性について十分検討すること。

⑦ 市町整備計画に定める施設(令第8条第4号、規則第4条の5第1項第28号及び第2項)

規則第4条の5第1項第28号に定める市町整備計画に基づき整備する法第8条第2項第4号、第4号の2、第5号又は第6号に掲げる事項に係る施設の用に供される土地についても、振興計画と同様、農用地区域に含まれない土地とするものであり、⑥の振興計画と同様な考え方にに基づくものであること。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産の基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備・開発については、優良農地の確保を基本として農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるとともに、県民・消費者の期待に応える農産物の供給が実現できるように汎用性のある土地基盤条件を整備する必要がある。

農業生産基盤の整備・開発に当たっては、農地中間管理機構との連携を図った上で、担い手の育成に重点を置きながら、農村の景観や生態系に配慮しつつ、①水田においては、大区画・省力型のほ場を整備することにより、水管理の合理化、大型農業機械の導入を促進し、土地利用型農業の展開に資することとし、②畑地及び樹園地においては、土地利用・水利用調整を踏まえた整備により、多様な経営展開を図る。

また、農業水利施設は、農業生産上、必要不可欠なものであることに加え、公益的機能を併せ持っていることから、適切に維持するとともに、計画的に更新していくことが必要である。

さらに、農道の整備等により迅速な集荷・出荷体制を整え、農産物の市場流通性を高めるとともに地域の振興・活性化を図る。

2 県の農業地帯別の構想

1の基本的方向に基づき、各農業地帯別にその整備の方向を示すと次のとおりである。

(1) 加賀～羽咋・七尾の平地水田地帯

・加賀から羽咋地域においては、おおむね30アール程度以上のほ場が整備されているが、七尾市周辺等においては未整備の地区もあることから、多様な担い手の育成と、効率的な農業経営の展開に、効果的なほ場整備を引き続き推進する。

・加賀地域においては、用排水路などの基幹的な農業水利施設が更新時期を迎えつつあり、かんがい排水事業での対応に加え、施設の長寿命化を図るため、機能診断の上、補修や更新を行う、基幹水利施設予防保全対策事業等に引き続き取り組む。

(2) 加賀～羽咋・七尾の中山間地帯

・過疎化、高齢化が進行していることから、地域の担い手の育成と農業経営の安定化に向けて効率的なほ場整備を積極的に進める。

・安定した用水源を確保する施設整備を進める。

・安全・安心な地域づくりに向けた農業・農村の基盤の整備及び老朽化したため池等の改修を進める。

(3) 河北潟及び金沢～羽咋の砂丘地帯

・農業の安定的な生産性を確保するため、農業用施設の定期的な施設管理を進める。

・安定した質の高い用水源を確保する施設整備を進める。

(4) 能登北部地区

・過疎化、高齢化が進行していることから、地域の担い手の育成と農業経営の安定化に向けて効率的なほ場整備を積極的に推進する。

・安全・安心な地域づくりに向けた農業・農村の基盤の整備及び老朽化したため池等の改修を進める。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

農用地は、食料の安定供給としての役割だけでなく、健全な農林業生産活動を通じ、洪水の防止や土砂流出の防止、水源の涵養、自然環境や緑豊かな景観の維持、都市住民への健康的な余暇活動の提供など多面的かつ公益的な機能を発揮している。こうした県土・環境保全機能を有する農用地を良好に保全しつつ、後世代に継承していくことが重要である。

しかし、農村の混住化や農家数の減少等により、従来集落が担っていた農地等の保全管理機能は弱体化している。このため、土地改良区やNPO組織などにより積極的に農地等の保全を行うための新しい仕組みづくりが必要である。また、農地防災事業等により農地、農業用施設に係る災害の未然防止や低下した機能を回復することによって、農業生産の維持、農業経営の安定化を図ることが重要である。

2 農用地等の保全のための事業

中山間地域等条件不利地域においては、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されており、今後とも営農を継続し土地の生産性の向上を図っていくための支援が必要である。

このため、傾斜地など生産条件が特に不利な農地で営農を行う農業者に対して、平坦地との生産条件の格差を補正する「中山間地域等直接支払事業」を実施することで、荒廃農地の発生を未然に防止するとともに、多面的機能の維持・発揮を図ることとする。

また、金沢以北の中山間地域は地すべり地帯が多く、農村地域の環境保全や下流地域の防災のためには、これら崩壊しやすい地層にある農用地の維持管理が必要であり、地すべり対策事業や災害復旧事業等による地域の保全を図る。

なお、県内には農業用ため池が、令和2年度末で2,240箇所ある。このうち仮に決壊した場合、人的被害を与える恐れがあるため池、いわゆる防災重点農業用ため池は、1,195箇所あり、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、必要な技術的指導の援助に努めるとともに、防災工事等推進計画により、計画的に劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価及び防災工事を実施する。

3 農地・水路等の地域資源を保全するための活動

農地や水路等の地域資源の保全管理は、従来から農家を中心に行われてきたが、近年、農村の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の維持・発揮、適切な保全管理が困難になってきている。

このような傾向が続けば、農村の自然環境の保全や景観形成等の多面的機能の発揮はもとより、食料生産にも多大な影響を及ぼすことも懸念される。

このため、農家だけでなく非農家も含めた活動組織を設立し、地域ぐるみの共同活動で農地や水路等の保全・管理を推進する「多面的機能支払制度」により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための各活動組織が今後も継続して活動に取り組めるよう支援するものとする。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農用地の集積・集約化の促進

今後とも農業を本県の基幹産業として振興するには、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手としての認定農業者及び集落営農組織等の育成並びに農地の集積・集約化を推進していくことが重要である。また、こうした担い手が、地域農業の相当部分を担うような農業構造の確立を図る必要がある。

このため、人・農地プランの地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業などの積極的な活用により、利用権の設定及び農作業受委託等の積極的な促進を図り、認定農業者等の農地の集積や集約化を推進する。

また、生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化や作物に合わせた農業生産基盤整備等の条件整備を進める。さらに、認定農業者等と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、地域資

源の維持管理、補助労働力の提供など、相互に連携協力していく体制の整備を進める。

なお、令和7年度を目標とする効率的かつ安定的な農業経営の経営規模及び対象地域は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条第1項の規定に基づく県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に示すとおりである。

2 農用地又は農用地とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進

本県農業が持続的に発展していくためには、認定農業者等の育成・確保を図るとともに、認定農業者等の担い手がいない地域では農作業受託組織としての集落営農組織が重要な役割を果たしていることから、これらの組織化・法人化と地域における役割分担を明確にする必要がある。

また、農業就業人口の半数以上を占める女性農業者を中心とした起業・活動を促進するとともに、家族経営農家においては、各世帯員の役割を明確にし、女性農業者の意欲と能力を発揮できる環境の整備を図る。

このため、集落で地域農業の将来像を明確にし、農地を農地として利用・保全するための合意形成づくりなど集落内での十分な調整が必要である。

なお、中山間地域において当面担い手の育成・確保が見込めない地域にあっては、農業協同組合出資型の受託組織等の育成を進め、農作業受託等を通じて荒廃農地の発生を防ぐとともに農用地等の有効活用を図る。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

認定農業者等の育成に資するとともに、産地体制の強化等を図るため、地域の実情を考慮し、長期的な視点での施設整備計画等を基に整備を推進する。

1 重点作目別の構想

(1) 水稲

土地利用型作物の基幹作物として位置付け、品質向上運動の実施などによる産地間競争に勝ち残る品質の確保、新品种や用途・栽培方法など実需者のニーズに即した米の生産の拡大、直播栽培等の低コスト技術体系による省力・低コスト生産を推進するとともに、育苗施設や乾燥調製施設等共同利用施設を計画的に整備し、より効率的な生産システムの確立を図る。

(2) 野菜・果樹・花き

加工・業務用を含め、市場ニーズに対応した園芸品目の生産拡大と安定出荷に向け、定植機、収穫機、栽培装置等の導入による省力・低コスト生産を推進するとともに、集出荷施設の再編整備等によるロットの拡大など広域出荷体制を構築するほか、米生産者による園芸品目の作付けを拡大するため、農作業の機械化体系の確立や栽培技術向上を図る研修会の開催などにより新産地の育成を支援する。

また、花きは、エアリーフローラ、切り花葉はたん等、気候や土壌条件を生かした特色ある品目による産地づくりを推進する。

(3) 畜産

足腰の強い畜産経営の確立を基本に、能登牛の生産体制の拡充と品質向上により特色ある和牛肉の生産推進、乳牛の個体乳量の増加と自給飼料の生産拡大による生産コストの低減、県産豚肉の生産の推進、省力的・効率的な飼養管理技術の導入による低コスト化、高能力家畜による生産性向上を図るとともに、畜産物流通システムの近代化及び合理化を推進する。

2 広域整備の構想

担い手育成、土地利用の高度化、産地強化等に資するものであり、推進体制の整備及び既存施設との有効利用等合理的な施設の整備を推進する。

(1) 共同集出荷施設

野菜及び果樹並びに花きについて鮮度保持や集出荷調製等を図る集出荷、貯蔵施設の導入を推進する。

(2) 共同処理加工施設等

効率的な生産・加工・流通システムの核として、水稲や野菜・花き等の種苗供給施設、家畜の繁殖・育成センター、麦茶等の加工施設、食肉流通センターの整備を図る。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

① 研修・教育施設

新規就農に係る相談機関として、「公益財団法人いしかわ農業総合支援機構」を設置しており、農業委員

会ネットワーク機構である「一般社団法人石川県農業会議」や各市町の相談窓口と連携して、就農希望者に対する就農相談等の支援を行っている。

また、新規就農者に対する研修教育施設としては、農業系高校や県立大学のほか、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構に「いしかわ耕稼塾」を設置しており、農業者に対する経営研修や就農希望者の基礎研修など段階に応じた幅広い農業人材の育成を行っている。

② 情報提供施設

営農関係の各種情報提供を行う機関としては、農林総合研究センター内に中央普及支援センターを設置しており、各農林総合事務所を通じて、地域の農業者を支援している。また、新規就農者に対する農地情報等の提供については、農地中間管理機構である公益財団法人いしかわ農業総合支援機構や、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人石川県農業会議を中心とする農業委員会系統組織が役割を担っている。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

近年、農家の子弟にとどまらず、幅広い階層・年代において就農意欲が高まっている状況を踏まえ、その就農支援を図るとともに、営農の安定化に向けて継続的な指導・支援を行うため、地域においても積極的に新規就農者等に対する研修施設の整備を進めることとする。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(1) 技術・知識の研修施設及び情報通信環境

地域においては、今後必要に応じ、認定農業者等地域農業の担い手及び新規就農者の育成・確保を図るため、農業経営技術の習得や新技術の実証等地域農業の担い手の育成支援に必要な研修施設や農業経営、技術、気象情報の収集・分析、提供のほか消費者との連携強化に必要な情報通信環境の整備を推進する。

(2) 居住のための住宅施設

農業の振興を図る上では、優良農地とともに、農業者の存在が不可欠であることから、集落において(1)の施設の活用・整備と一体となって整備される農業者の住宅及びその用地を確保していくことが必要となる。

具体的な用地選定については、集落の拡張を基本とし、かつ、農用地区域外の土地を極力利用すべきであるが、やむを得ず農用地区域の変更が必要となる場合には、市町は、都市計画等との整合性に配慮しつつ、農業的土地利用と非農業的土地利用の調和を図ることを目的とした計画の策定等により、計画的かつ適切な誘導に努めるものとする。

(3) 福祉施設及び医療施設

農業集落における生活上の需要を踏まえ、農業を担うべき者及びその家族のため必要があると認められる場合には、農業振興地域における福祉施設や医療施設の立地についても必要に応じて整備計画に位置付けることができるものとする。

具体的な用地選定については、集落の拡張を基本とし、かつ、農用地区域外の土地を極力利用すべきであるが、やむを得ず農用地区域の変更が必要となる場合には、市町は、福祉、医療、都市計画等の関係制度との整合性に配慮しつつ、農業的土地利用と非農業的土地利用の調和を図ることを目的とした計画の策定等により、計画的かつ適切な誘導に努めるものとする。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

意欲ある新規就農者の確保を目標に、関係機関が連携をより一層密にし、農地等各種情報提供などの就農相談活動の充実を図るとともに、営農開始に当たって必要な基礎的知識・技術習得のため「いしかわ耕稼塾」による実践トレーニングや先進農家等への派遣研修の実施、機械・施設の取得のための制度資金等の就農支援策を推進する。

また、能登を中心とする中山間地域では、地域の農業者だけでは荒廃農地の解消が困難な状況となってきたため、地域外からの意欲ある人材、企業や農業法人などの多様な担い手の確保を推進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県においては、金沢を中心に加賀から能登南部に至る地域は、商工業など他産業の立地が比較的多くあり、兼業地帯となっている。

一方、能登北部地域においては、就業機会が少ないことなどから、近年は、若年労働力の流出が進み、農業従事者の高齢化が一層進んできている。

このような状況の中で地域農業の維持・増強を図るため、地域農業の中心的担い手である認定農業者や集落営

農組織の育成を進めるとともに、農村地域における企業の活性化などに努め、他産業従事希望者に対し、安定的な就業機会の確保を図るものとする。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) 担い手の育成

認定農業者を育成するため、人・農地プランの地域における話し合いを基本に農地の流動化を進め、経営規模の拡大を推進する。また、認定農業者の確保が困難な地域にあつては、集落営農組織の育成や地域外からの農業参入を進める。なお、園芸、畜産等の集約的な農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及び生産体制の強化を推進する。

特に、地域農業を維持、増強するため、集落機能を活用し、担い手と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家及び土地持ち非農家等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互に連携協力していく体制の整備を進める。

(2) 認定農業者等の経営体質の強化

認定農業者等の経営体質を強化するため経営の多角化・複合化を支援する。また、多角化・複合化を通じ、周年就労の確保や雇用労働の受け入れ等就業機会の増加に資する。

なお、法人化、家族経営協定の締結を進め、休日制、給料制、社会保険の加入促進等就業条件の改善を図る。

(3) 企業の誘致・活性化

他産業就業希望者に対し安定した就業機会を確保するため、農村地域への産業の導入に関する基本計画等に基づき、計画的に優良企業の誘致・活性化を行う。

(4) 安定的な就業機会の確保と農村経済の活性化

高齢化が著しい中山間地域などにおいては、農業就業構造の改善のための適正な指導・相談活動を行うとともに、地域資源を活用した観光農業や農産加工等の取組を支援し、安定的な就業機会の確保に努めるとともに、農村経済の活性化を図る。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村集落においては、兼業化・混住化の進行による集落構成員の連帯感の希薄化や、担い手の減少、高齢化等による集落機能の低下などにより、農地のスプロールの開発、無秩序な土地利用、生活雑排水による農業用水の汚濁、農道・ため池・用排水路等の地域資源管理の不徹底等の問題が懸念されている。

このため、農業生産基盤の整備と併せ、生活環境の整備水準の向上が重要である。

2 生活環境施設の整備の構想

農村地域に住む人々が、快適な生活を送り、併せて農村地域において多様な担い手の育成・確保を図るため、近年希薄化しつつある相互扶助の精神や連帯感の醸成を図り、文化、レクリエーション、環境美化等の諸活動や、農業集落道、用排水路、ため池等の公共的な施設の維持管理等の共同活動を助長するなどの農村づくり、施設整備を進めることとする。

(1) 生活環境施設の整備

快適な生活環境を構築するための農村公園等の整備を進める。

(2) 個性豊かな農村づくり

伝統文化の継承発展に必要な施設等の整備、農業従事者などの福祉向上のための生きがい施設等の整備を進める。

(3) 環境・景観への配慮

魅力と個性ある地域づくりのための生態系の保全、環境と調和した施設等の修景に配慮する。